

(吉見) 右馬頭 在判

(本年二月四日の條参照。右馬頭は應永四年四月廿五日、應安五年七月十八日の條に見えて吉見氏なるべし。)

正平廿二年

丁未

紀元二〇二七

貞治六年

京都

二月九日。長谷部氏の女瑠璃若、鳳至郡總持寺

塔頭法光院に櫛比庄内保村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五三六

きしんしたてまつるののくにくしひのしやううちほむらほりこしのたの事

合二たん つぼつけべちしにあり

みぎくだんのでんちは、はせべのうぢの女るりわかゞ、ぢうだいさうでんのしよりやうなり。しがるを、うばせんしんのゆひめにまかせて、がさんおしやうの御たん(遺命)ちうほうくわういんゑ、えひたいきしん申ところなり。(法光院)一たんはがさんおしやうまいぐわちの御かゆりやう、一

たんはうばせんしんの御いはるほうくわういんゑ入申ためにて候。もしるりわかゞしそんとして、かのところにいらんわづらひお申候はゞ、ふけうの人としてるりわか(不孝)があとをちぎやうすべからず。よてこうせうのために、じやうくだんのごとし。

ぢようぢ六年二月九日

はせべのるりわか 在判

三月十四日。せんしん、ちやうとく寺に、珠洲

郡正院郷藏見村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五三七

きしんしたてまつる

ののくにしやういんのがうくらみのうち田地の事

合壹ちやう者 在所一所とない次郎がみやう一所とない四郎がみやう

みぎくだんの田地は、せんしんがぢうだいさうでんの所りやうなり。しかるをゑいたいおかぎりて、ちやうとくじにきしんしたてまつるところなり。もししそん／＼のなかに、このところにいらんわづらひお申候はん物

は、ふけふの人として、ながくせんしんがあとをもつべからず。よつてご日のためにじやうくだんのごとし。

ぢやうぢ六年三月十四日 せんしん 在判

(珠洲郡正院郷藏見は今の木村なり。このせんしんは、貞治六年二月九日の條の乳母せんしんと異なるべし。乳女せんしんは既に逝去の人なればなり。)

七月。珠洲郡高座宮別當高勝寺院主快成、本經田の配分を定む。

【須須神社文書】 珠洲郡

五三八

定

高座宮本經田々數持所之日記事

一、毛須角坊ニ壹段 一、西坊ニ壹段ニ

一、大坊ニ壹段 一、南坊ニ壹段但是ハ惣領分伏見在村

一、小泊惣太郎名ニハ 當時ハ伊香子禪門弁

右特守此旨、經田之所當米無未進可被沙汰之狀如斯。

貞治六年七月 日

高座宮・毛須白山兩寺院主快成 在判

八月十一日。足利義詮、山城石清水八幡宮別當善法寺了清に、同宮領能美郡能美莊地頭職を安堵せしむ。

【菊大路文書】 山城

五三九

石清水八幡宮領加賀國能美庄地頭職事、云省觀寄進狀云延文二年御教書、炳焉上者、可全督領之狀如件。

貞治六年八月十一日

足利義詮 在判

善法寺權別當御房

(吉良省觀の能美庄地頭職たりしことは、建武二年三月五日の條に見えたり。)

八月廿一日。足利義詮、近江延曆寺造講堂關所をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊の年貢抑留を停めしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

五四〇

臨川寺領加賀國大野庄年貢運送事、諸關不可有其煩之由勅免處於及違亂之間、重就勅裁去年九月施行之處、當